

伝統工芸品産業の持続可能な振興に
向けた支援強化を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣
経 済 産 業 大 臣

宛 て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

伝統工芸品は、地域に根差した独自の文化と技術の結晶であり、産業面及び観光面において貴重な地域資源として国内外に誇る存在であるが、生活様式の変化等による需要減少、後継者不足及び原材料等の確保の課題により、伝統工芸品の存続が脅かされており、これらの総合的な解決が求められている。

本県は、伝統的工芸品に関する条例を制定し、需要拡大や指定対象の拡充等の取組を行っているが、事業者等をより手厚く支援するには、より一層の支援の拡充が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、伝統工芸品の持続可能な振興に向けた支援強化の推進のため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 産地の実情に即した市場の開拓支援及び生活様式に適合した商品の開発支援をさらに強化すること。
- 2 後継者の安定確保のため、新規従業者等の雇用支援の拡充、長期的な育成プログラムの仕組みの構築及び育成費用の補助等の仕組みを構築すること。
- 3 森林資源等の計画的な植林及び伐採を計画し、産地ごとの原材料の安定供給のための流通支援体制を整備すること。
- 4 地域独自の工芸品にも補助制度を適用できるよう、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づく制度の拡充及び運用の見直しをすること。